

仙台市からのお知らせ

令和4年10月1日より

低炭素建築物認定制度が一部変更となります

1 認定申請単位の一部廃止など（予定）

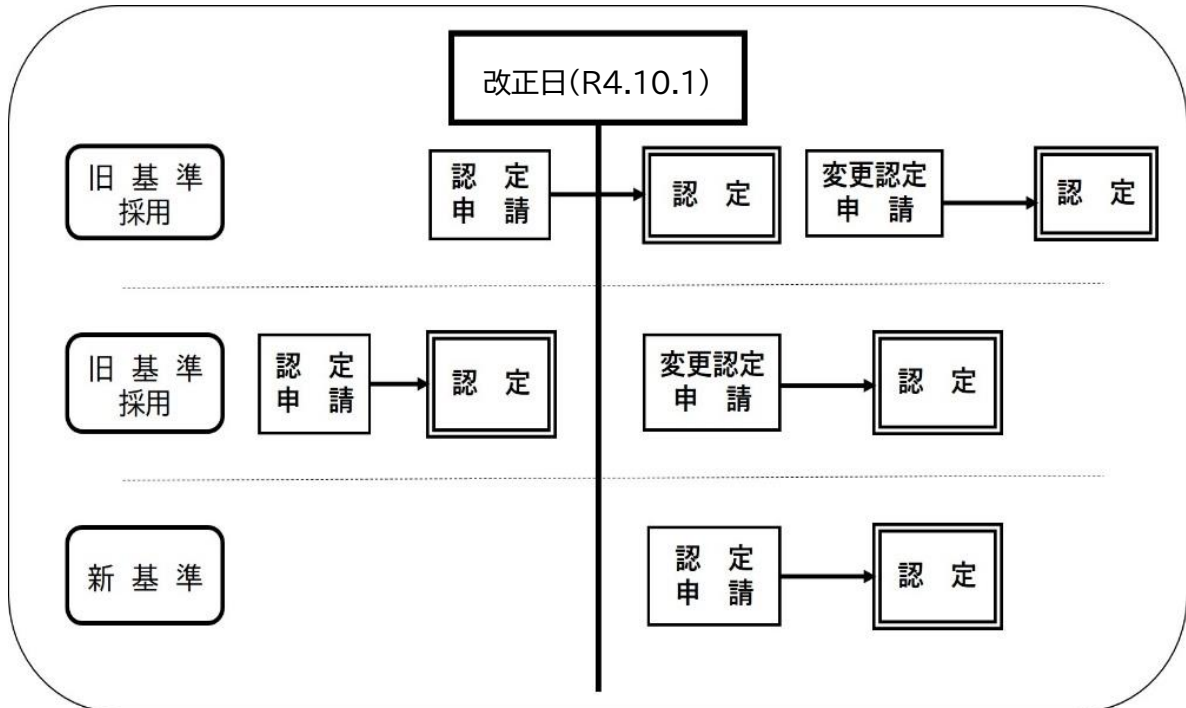
- ・共同住宅等の「住戸」に対する申請単位が廃止されます。（共同住宅の申請単位は、「建築物全体」のみとなります。）
- ・複合建築物の「住戸」に対する申請単位が廃止されます。また、「非住宅部分」「住宅部分」に対する申請単位が新設されます。

2 認定基準の見直し

- ・一次エネルギー基準・外皮基準の一部が引き上げられます。
- ・再生可能エネルギー利用設備の設置が必須要件となります。
- ・その他の選択要件が、2項目以上から1項目以上に変更されます。

○経過措置

改正日前（R4.9.30）までに申請したものは、以後の手続きについても改正前の法律が適用となります。



[裏面もご覧ください。⇒](#)

変更の内容については、下記のサイトをご参照ください。

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページ

https://www.hyokakyokai.or.jp/yudou_teitanso/kaisei221001.html

お問合せ先

(法改正及び制度全般について) 仙台市 建築指導課 管理係	電 話：022-214-8347 (直通) メールアドレス：tos009420@city.sendai.jp
(申請等の窓口) 認定を受けようとする住宅がある 区役所 街並み形成課	青葉区役所 022-225-7211 (代表) 宮城野区役所 022-291-2111 (代表) 若林区役所 022-282-1111 (代表) 太白区役所 022-247-1111 (代表) 泉区役所 022-372-3111 (代表)